

認定部門 長時間労働削減取組部門

♥ 従業員の意見

職場への効果

- ・「残業をすることは会社への貢献ではない。会社のためにも自分のためにもならない。」というスタンスを一貫して周知し、スタッフ全員がそれを意識し続けています。それにより、現在は残業を褒める人は存在せず、定時に業務を終えて帰る人も周囲に気兼ねなく気持ちよく帰宅できる雰囲気があります。

会社の姿勢や方針について評価できる点

- ・経営者自らが早く帰るように繰り返し声かけを行い、早めに帰ることでスタッフが早く帰りやすい雰囲気を作ってくれます。また、頻繁に残業をするスタッフがいたら、その原因を探り、業務分担を変更したり、業務の効率化を図ったり、常に気を配ってくれています。

生活や働き方への影響

- ・退社後の時間を趣味や家族との時間に割けるようになり、リフレッシュできることで、仕事にも集中して打ち込めるようになりました。
- ・仕事の無駄を省き、業務の効率化を常に考えるようになりました。



認定部門

長時間労働削減取組部門

サポート行政書士法人

※このリーフレットは東京ワークライフバランス認定企業の取組紹介のために東京都が発行したものです。

働き方を見直すいきいき職場を応援！
ワークライフバランスフェスタ東京2014
WORK LIFE BALANCE FESTA TOKYO 2014

R100
全館LED照明率100%再生紙を使用



サポート行政書士法人

会社概要

会社名	サポート行政書士法人
代表者名	代表社員 鈴木 徹司
創立(創業)	2001年(12月3日)
所在地	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル
TEL / FAX	03-5325-1355 / 03-5325-1357
従業員数	5名(グループ全体:約30名)
URL	http://www.shigyo.co.jp/



事業内容

- 行政書士業務
(許認可、ビザ・帰化、法人組合設立、その他専門サービス)

目的・理念

「プライベートが充実しているこそ、いい仕事ができる」

家族との時間や趣味の時間など、プライベートが充実していることは人生を豊かにする上で大切だと考えています。長時間労働が常態化すると、非効率な業務の進め方が身についてしまい、マイナスなことばかりであるため、ワークライフバランスに積極的に取り組んでいます。

取組は大阪・名古屋など、全国に5つある各オフィスにて共有されており、グループ全体で仕事と生活の両立を推進しています。



認定部門 長時間労働削減取組部門

取組内容

リミット7の実施

- 業務時間内でパフォーマンスを上げることを目的に、「リミット7」を合言葉に、1時間以上の残業は事前申請とし、午後7時以降の残業を原則禁止としています。

振替・有給休暇のメール届出制

- 振替・有給休暇を取得する際はグループの全社員宛てにメールで送付する方法をとっています。顧客との面談などで休日出勤が発生する場合には休日出勤の日時と振替休暇を取得する日時を一緒にメール連絡するようにしています。休日に出勤した分は必ず振替を取得しなければならないルールとし、業務時間が増えないようにしています。

ワークライフバランスの取組を人事評価に反映

- 人事評価として長時間労働は評価されない仕組みです。いかに業務を効率化したか等が評価される人事制度のため、会社の雰囲気や社員の意識も長時間労働を良しとしていません。
- 個人でも新聞等からの学びを生かせることがあればグループ全社員宛てのメールで気軽に情報発信ができるようになっており、ワークライフバランス等に関する社内外への積極的な情報発信も人事評価において重視されています。

実現のポイント

社員からの意見の収集

- 各社員はグループの全社員宛てのメールで問題提起することができ、意見のある人はそれに対してメールで返信する仕組みをとっています。朝のミーティングで業務効率アップや早く帰宅すること等を取り上げて改善策を出し合い、議論した内容や改善策をメールで共有するなど、気軽に意見を言いやすい環境になっており、良い取組や改善策は即日適用となります。

取組の浸透

- ミーティングの際に、帰宅が遅い社員は業務効率化のための改善策の提示を求められます。

